

# 砺波市耐震改修促進計画



平成30年11月  
平成31年4月改定  
令和5年3月改定  
砺波市

# 目 次

<b>第1章 計画の目的と位置づけ</b>	1
1 計画の目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
4 計画策定の背景	
5 想定される地震の規模・被害の状況	
<b>第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</b>	15
1 住宅の耐震化の現状と目標	
2 建築物の耐震化の現状と目標	
<b>第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策</b>	21
1 耐震化の取組み基本方針	
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援	
3 大地震に備えた住宅・建築物に関する事前対策の推進	
4 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等	
<b>第4章 啓発及び知識の普及に関する事項</b>	33
1 相談体制の充実	
2 啓発及び知識の普及	

# 第1章 計画の目的と位置づけ

## 1 計画の目的

本計画は、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月）が導入される以前の建築物の耐震化を図り、目標と施策等を定め、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することにより、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、市民の生命や財産を守ることを目的とします。

目的達成のため、耐震診断・改修等を総合的かつ計画的に促進するための基本的な枠組みを定め、富山県と連携をとりながら実施するものとします。

なお、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」に基づく国の基本方針においては、住宅の耐震化率について、平成32年度（2020年度）に95%、平成37年度（2025年度）におおむね完了を目標としており、多数の者が利用する建築物の耐震化率については、平成32年度（2020年度）に95%を目標としています。

また、「富山県耐震改修促進計画」においては、住宅の耐震化率について、平成37年度（2025年度）に90%、多数の者が利用する建築物の耐震化率については、平成37年度（2025年度）に95%を目標としています。

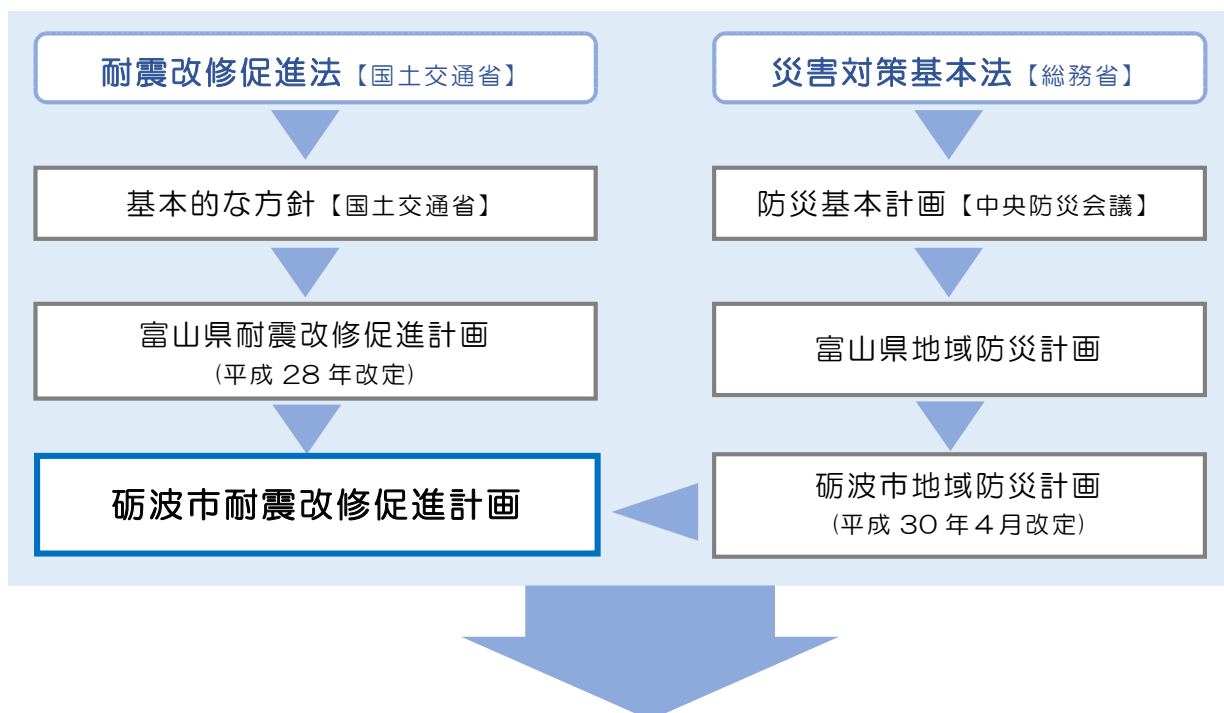
上記を踏まえ、本市における耐震化状況を考慮し、具体的な目標値を定めて耐震化の促進に取り組めます。

年度 (西暦)	国		富山県	
	住宅	多数の者が 利用する建築物	住宅	多数の者が 利用する建築物
H25 H26 H28	約82%	約85%	72%	82%
H32 (2020年)	目標：95%	目標：95%		
H37 (2025年)	おおむね完了	おおむね完了	目標：90%	目標：95%

## 2 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」）第 6 条第 1 項及び国土交通省告示「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき策定します。

また、「富山県耐震改修促進計画」（以下「県計画」）及び「砺波市地域防災計画」との整合を図ります。



住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進

### 3 計画期間

本計画は、平成 30 年度から平成 37 年度(2025 年度)までとし、平成 37 年度(2025 年度)の目標を設定します。社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直し等の計画改定を行います。

### 4 計画策定の背景

#### (1) 計画改定の経緯

平成 25 年に耐震改修促進法が改正されたことを背景に富山県では、住宅及び建築物の平成 37 年度(2025 年)の耐震化率の目標や耐震改修促進施策等を定めた「富山県耐震改修促進計画」が平成 28 年 10 月に改定されました。

また、平成 20 年 3 月に策定された「砺波市耐震改修促進計画」が平成 27 年度末に終期を迎えたこと等から、砺波市における耐震化率の現状を踏まえ、計画を見直します。

#### (2) 耐震改修促進法の改正

東日本大震災の被害等を受け、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成 25 年 11 月 25 日に耐震改修促進法が改正されました。法改正による主な内容を以下にまとめます。

- 耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象が全ての建築物に拡大
- 不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等(※1)に対する耐震診断の義務付け及び診断結果の公表
- 庁舎や避難所等の防災拠点施設及び避難路沿道建築物等について、耐震改修促進計画で指定(※2)した場合は、耐震診断を義務付けたうえで、その結果を公表
- 耐震改修計画の認定基準の緩和による増築及び改築の範囲の拡大並びに認定に係る建築物の容積率及び建ぺい率の特例措置の創設
- 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の創設
- 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設

(※1)「要緊急安全確認大規模建築物」：耐震改修促進法附則第3条により耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられた不特定多数が利用する大規模な建築物

(※2)「要安全確認計画記載建築物」：県又は市町村が耐震改修促進計画で指定した場合、耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられる建築物

## 5 想定される地震の規模・被害の状況

### (1) 県内の活断層と地震

今後、砺波市で起こり得る大規模な地震を予測し被害を想定することは、地震災害対策を推進する上で前提となるものです。

また、地震による被害を想定することで、予防・応急・復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が地震災害対策を推進する上で役立つほか、防災関係機関や市民の地震に対する意識高揚にも大きな効果をもたらすことが期待できます。

なお、地震による被害は、地形・地質・地盤等の自然条件や都市化・工業化の進展等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、県内の活断層や過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく地震災害対策を推進する必要があります。

### (2) 活断層について

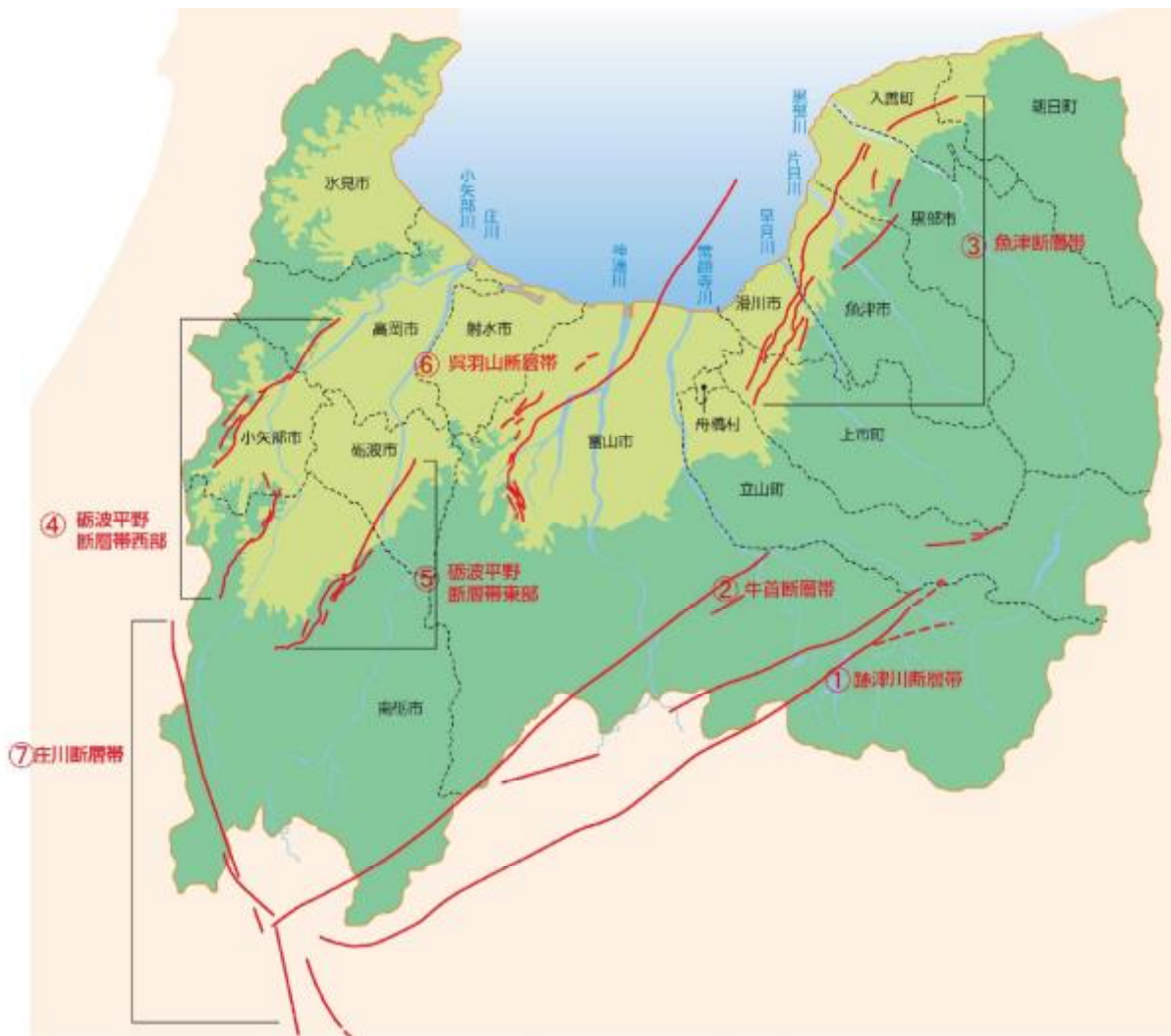
#### ① 県内の活断層

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）がみられる地質現象をいい、地質時代でいう第四紀（約 180 万年前から現在の間）において繰返し活動します。また、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層といいます。

活断層は、地震の発生源となりうる断層であり、1891 年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995 年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、今日では地震予知の観点からその存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が実施されています。

全国の主要活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会が、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所・規模・発生確率）を評価し、随時公表しています。現在公表されている県内の主要活断層については、次のとおりです。

- ① 跡津川断層帯
- ② 牛首断層帯
- ③ 魚津断層帯
- ④ 砺波平野断層帯西部
- ⑤ 砺波平野断層帯東部
- ⑥ 呉羽山断層帯
- ⑦ 庄川断層帯



富山県の断層帯略図

出典：平成 28 年「富山県耐震改修促進計画」

## ①市内の活断層

砺波市内には、地震調査研究推進本部地震調査委員会から公表されている砺波平野断層帯（西部・東部）や、市内に大きな被害をもたらすと予想される呉羽山断層帯などがあり、同委員会がまとめたそれら断層帯の評価によると、今後30年の間に地震が発生する可能性は、わが国の主な活断層の中では高いグループに属しています。

### ●砺波市に関わる活断層の地震評価（地震調査研究推進本部）

#### 長期地震評価の内容

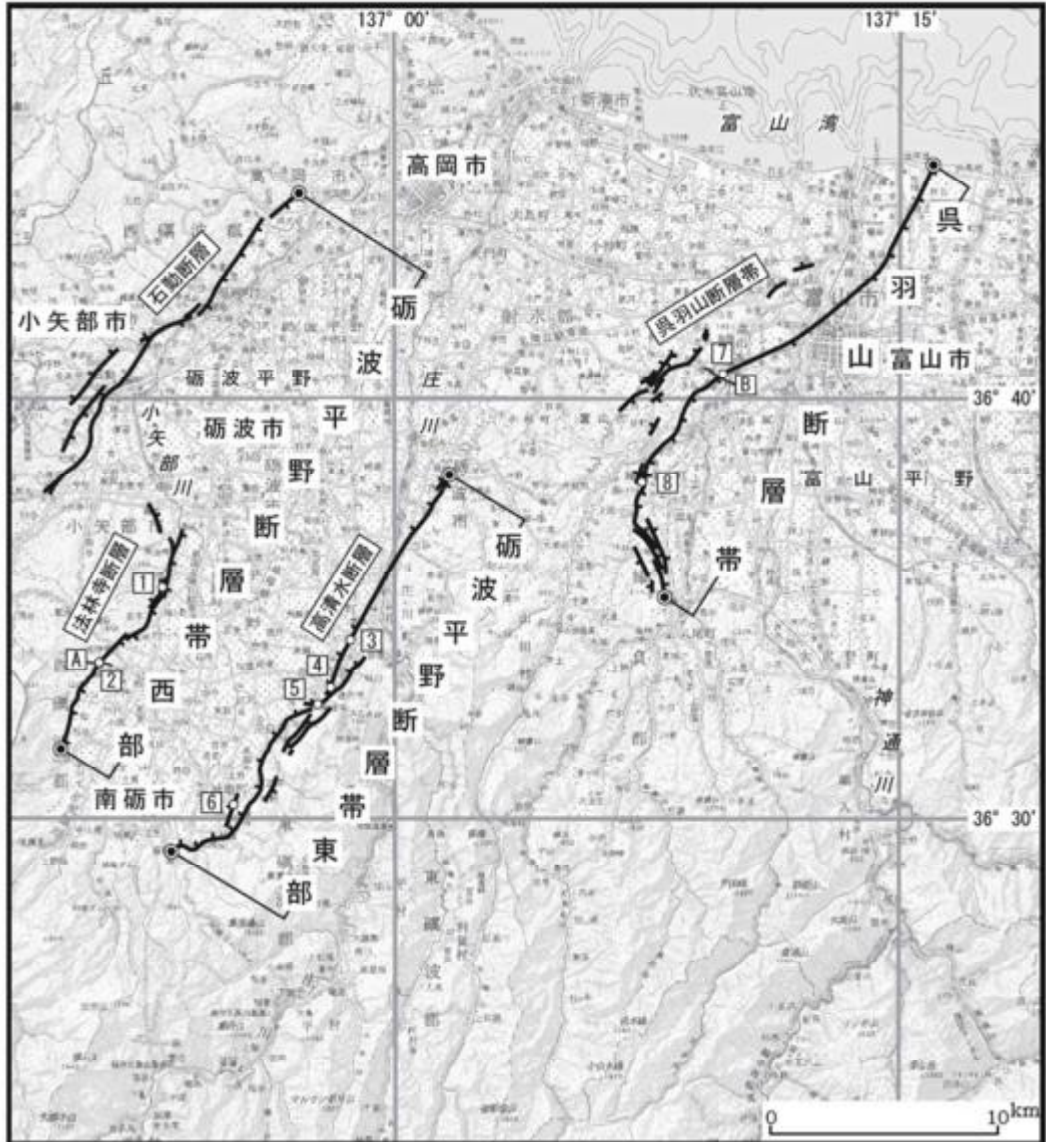
活断層名	主な活断層における相対的評価	地震規模	地震発生確率(30年内)	平均活動間隔	最新活動期
1 砺波平野断層帯西部(石動、法林寺断層)	A	M7.2	ほぼ0%~2% 若しくはそれ以上	約6000年~12000年 若しくはそれ以下	約6900年前 ~1世紀
2 砺波平野断層帯東部(高清水断層)	S	M7.0	0.04~6%	3000年~ 7000年程度	約4300年前 ~3600年前
3 呉羽山断層帯	S	M7.2	ほぼ0%~5%	3000年~ 5000年程度	約3500年前 ~7世紀
4 森本・富樫断層帯	S	M7.2	2%~8%	1700年~ 2200年程度	約2000年前 ~4世紀
5 邑知瀧断層帯	A	M7.6	2%	約1200年~ 1900年程度	約3200年前 ~9世紀

※主な活断層における相対的評価：Aランク＝地震発生確率がやや高いグループ

Sランク＝地震発生確率が高いグループ

※1～3は、平成20年、4は平成25年、5は平成17年に公表されている。





砺波平野断層帯・奥羽山断層帯の活断層位置図  
「平成 30 年 砺波市地域防災計画 地震災害編」より



森本・富樫断層帯の活断層位置図  
「平成 30 年 砺波市地域防災計画 地震災害編」より



邑知瀧断層帯の活断層位置図

「平成 30 年 砺波市地域防災計画 地震災害編」より

### (3) 過去の地震

富山県に關係する歴史地震は、表 1「富山県内に被害をもたらした主な歴史地震」のとおりです。中でも特に、1586 年の天正の大地震と 1858 年の安政の大地震は、富山県内に大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されています。

また、1933 年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度 1 以上の地震は計 457 回（2015 年 12 月末現在）であり、そのうち、震度 4 以上を記録した地震は 9 回と全国的にも有感地震の少ない県となっています。

（表 2「富山県において震度 4 以上を記録した地震一覧」参照）

なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめませんが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が発見されるなど、全くなかったという確証はありません。

表1：富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

発生年	地震名又は被害の大きかった地域	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863(貞観5)		7以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586(天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木船城崩壊、白川谷被害多し	(5~6)
1662(寛文2)	(琵琶湖付近)	7.25~7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)
1668(寛文8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707(宝永4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	(5~6)
1858(安政5)	飛越地震	7.0~7.1	大鷲・小鷲崩壊、洪水、流出家屋多し	(5~6)
//	(大町付近)	5.7		

※上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧【増補改訂版】」(宇佐美龍夫、1996年)において1900年以前で富山県に関する記事のあるものを記載した。空欄は記載なし。

表2：富山県において震度4以上を記録した地震一覧

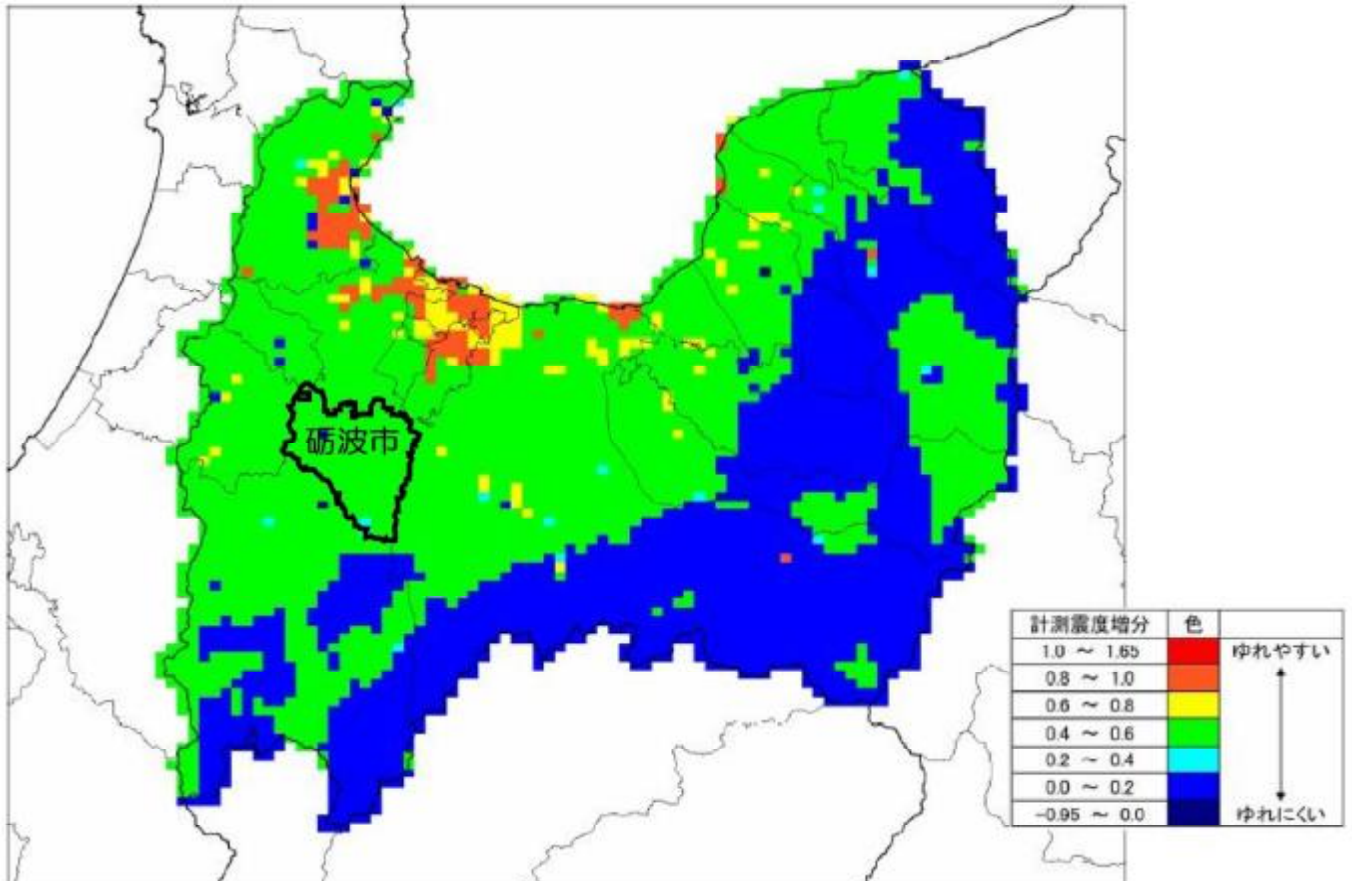
発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和8)	石川県能登地方	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木4
1944(昭和19)	三重県南東沖	7.9	不明	富山4
1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	富山4
1952(昭和27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良4
1993(平成5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木4
2000(平成12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部4
2007(平成19)	能登半島沖	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋5弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日4
2007(平成19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷1	氷見、舟橋4
2013(平成25)	石川県加賀地方	4.2	被害無し	小矢部4

※「理科年表」(国立天文台、平成13年)、「富山県気象災異史」(富山地方气象台、富山県、昭和45年)及び「気象庁震度データベース検索」等による。

#### (4) 被害想定

##### ① 表層地盤のゆれ

内閣府が公表している「表層地盤のゆれやすさマップ※」では、富山県内の地盤状況は下図のとおりとなっています。



表層地盤のゆれやすさマップ

出典：内閣府

※表層地盤のゆれやすさマップ：マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなり、この現象を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。

## ②被害想定

「砺波市地域防災計画」で想定されている被害を以下にまとめます。

### ●県による被害想定

#### 法林寺断層を震源とする地震の被害想定

人的被害		建物被害		ライフライン被害		道路被害
負傷者数	死者数	全壊	半壊	上水道	下水道	
560人	0人	6戸	7戸	19か所	2か所	

前提条件：法林寺断層地震にあつては、平成13年3月の調査結果に基づくデータを用いた。

#### 呉羽山断層を震源とする地震の被害想定

物的被害					人的被害		
建物被害 全壊(棟) 半壊(棟)		火災・延焼 (棟)	落下物 (棟)	ブロック塀 等の倒壊(件)	自動販売機 の転倒(件)	死者 (人)	避難所 避難者
826	16,083	0	30	631	145	18	9,454

前提条件：・被害想定に必要なデータは、富山県人口移動調査(平成23年1月1日現在)の人口・世帯データや平成22年度固定資産税課データ等を用いた。  
 ・火災(出火・延焼)の予測は、風速3m/秒、風向きは南西とし、季節・時刻は中央防災会議による被害想定手法を参考に設定した。  
 ・被害想定は、基本的に県下を250㎡メッシュに分割して行う。  
 また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

#### 砺波平野断層帯西部を震源とする地震の被害想定

物的被害					人的被害		
建物被害 全壊(棟) 半壊(棟)		火災・延焼 (棟)	落下物 (棟)	ブロック塀 等の倒壊(件)	自動販売機 の転倒(件)	死者 (人)	避難所 避難者
468	4,508	0	0	0	0	1	335

前提条件：・被害想定に必要なデータは、富山県人口移動調査(平成29年1月1日現在)の人口・世帯データや平成29年度固定資産税課データ等を用いた。  
 ・火災(出火・延焼)の予測は、風速8m/秒、風向きは各地域の実情によるものとし、季節・時刻は中央防災会議による被害想定手法を参考に設定した。  
 ・被害想定は、基本的に県下を250㎡メッシュに分割して行う。  
 また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

#### 森本・富樫断層を震源とする地震の被害想定

物的被害					人的被害		
建物被害 全壊(棟) 半壊(棟)		火災・延焼 (棟)	落下物 (棟)	ブロック塀 等の倒壊(件)	自動販売機 の転倒(件)	死者 (人)	避難所 避難者
38	2,313	0	1	0	0	0	131

前提条件：・被害想定に必要なデータは、富山県人口移動調査(平成29年1月1日現在)の人口・世帯データや平成29年度固定資産税課データ等を用いた。  
 ・火災(出火・延焼)の予測は、風速8m/秒、風向きは各地域の実情によるものとし、季節・時刻は中央防災会議による被害想定手法を参考に設定した。  
 ・被害想定は、基本的に県下を250㎡メッシュに分割して行う。  
 また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

邑知潟断層を震源とする地震の被害想定

物的被害					人的被害		
建物被害 全壊(棟) 半壊(棟)		火災・延焼 (棟)	落下物 (棟)	ブロック塀 等の倒壊(件)	自動販売機 の転倒(件)	死者 (人)	避難所 避難者
5,526	9,659	53	1,330	59	0	124	1,147

- 前提条件：・被害想定に必要なデータは、富山県人口移動調査(平成 29 年 1 月 1 日現在)の人口・世帯データや平成 29 年度固定資産税課データ等を用いた。
- ・火災(出火・延焼)の予測は、風速 8m/秒、風向きは各地域の実情によるものとし、季節・時刻は中央防災会議による被害想定手法を参考に設定した。
  - ・被害想定は、基本的に県下を 250 m<sup>2</sup>メッシュに分割して行う。  
また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。

●独立行政法人消防研究所による被害想定

高清水断層を震源とする地震の被害想定

家屋被害数(件)	出火件数(件)	死者数(人)
408.3	8.5	18.2

- 前提条件：・発生想定日時は、平成 28 年 5 月 30 日午前 7 時 12 分に設定した。
- ・地震の規模は、マグニチュード 7.0 震源深さ 10 キロに設定した。



## 第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

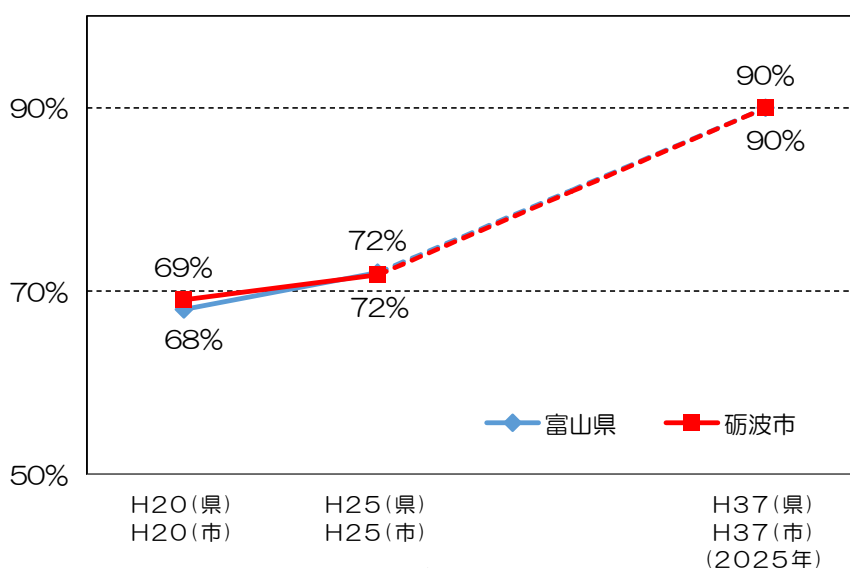
### 1 住宅の耐震化の現状と目標

#### (1) 耐震化の現状

市内の平成25年度住宅総数は15,160戸と推計されます。このうち、耐震性があると思われる住宅は10,881戸、耐震化率は72%と推計され、平成20年度と比較すると3ポイント高くなっています。

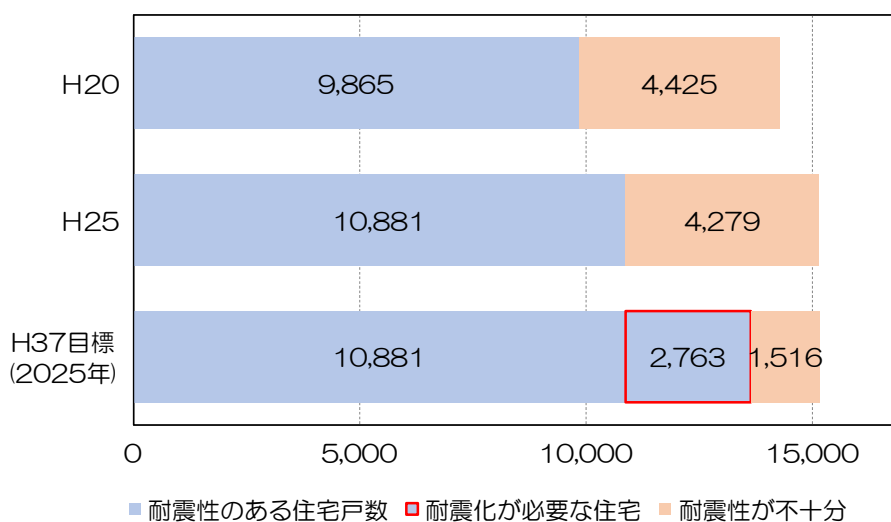
		H20市	H25市	H25県
住宅総数		14,290戸	15,160戸	379,800戸
	S56.5.31以前建築のもの	5,665戸	5,477戸	138,144戸
	耐震性が不十分	4,425戸	4,279戸	105,300戸
	耐震性のある住宅	9,865戸	10,881戸	274,500戸
	耐震化率	69%	72%	72%
内訳	木造戸建住宅	11,470戸	12,110戸	292,500戸
	S56.5.31以前建築のもの	5,164戸	5,225戸	123,700戸
	耐震性が不十分	4,305戸	4,218戸	101,900戸
	耐震性のある住宅	7,166戸	7,892戸	190,600戸
	耐震化率	62%	65%	65%
	共同住宅その他の住宅	2,820戸	3,050戸	87,300戸
	S56.5.31以前建築のもの：L	501戸	252戸	14,400戸
	耐震性が不十分 ：M=L×推計値0.24	120戸	61戸	3,500戸
	耐震性のある住宅：N=K-M	2,699戸	2,989戸	83,800戸
	耐震化率：O=N/K	95%	98%	96%

【H20及びH25市】H20及びH25住宅・土地統計調査  
 【H25県】『富山県耐震改修促進計画(H28改定)』(H25住宅・土地統計調査)  
 ※住宅数は居住世帯のみ



## (2) 耐震化の目標

平成 25 年度現在、市内の耐震性のある住宅戸数は 10,881 戸、耐震化率は約 72%と推測され、砺波市では、現状の耐震化率及び県の目標値を考慮し、平成 37 年度(2025 年度)末における耐震化率を 90%以上にすることを目標とします。目標達成のためには、平成 30 年度～37 年度(2025 年度)末までで、2,763 戸の耐震化が必要となります。



※人口減少しているため総戸数も減少すると考えることが一般的だが、砺波市においては、着工数が増加しているため H38 総戸数は現状のままとする。

砺波市	H20	H25	H37(2025年)目標
耐震化率	69%	72%	90%

富山県	H20	H25	H37(2025年)目標
耐震化率	68%	72%	90%

## 2 建築物の耐震化の現状と目標

### (1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状【推計】

多数の者が利用する建築物の総数は、公有と民間のものを合わせ市内に166棟あり、このうち耐震性のあると思われる棟数(B+C)は150棟で耐震化率は約90%となっており、平成26年度県の約82%と比較すると、8ポイント上回っています。

単位：棟

種別	所有区分	全数 A	S57以降の建築物 B	S56以前の建築物		耐震化率 (推計) E=(B+C)/A	
				耐震性有り (推計) C	耐震性不十分 D		
1 被災時に拠点となる施設及び救護施設 庁舎、警察署、消防署、病院、診療所等	公有	11	6	4	1	91%	94%
	民間	5	5	0	0	100%	
2 住民の避難場所として使用される施設及び要援護者施設 幼稚園、小中学校、高等学校、体育施設、社会福祉施設等	公有	54	28	23	3	94%	93%
	民間	7	6	0	1	86%	
3 比較的滞在時間の長い施設 ホテル、旅館、賃貸住宅等	公有	10	10	0	0	100%	92%
	民間	41	33	4	4	90%	
4 多くの者が集まる集客施設 劇場、展示場、図書館、集会場、店舗等	公有	5	2	0	3	40%	64%
	民間	6	5	0	1	83%	
5 その他の特定建築物 事務所、工場、車庫等	公有	0	0	0	0	—	85%
	民間	27	20	3	4	85%	
合計		166	115	34	17	90%	

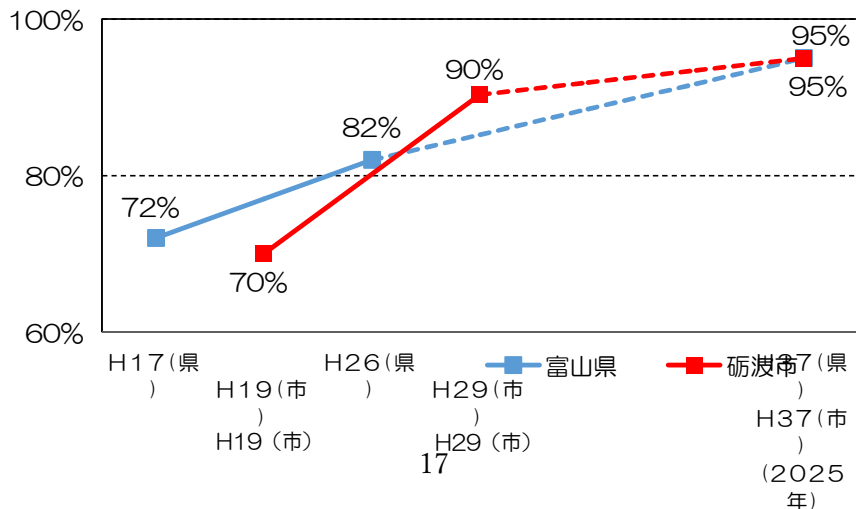
(平成30年3月31日現在)

※未診断建築物における耐震性有りの率は、国土交通省の推計により算出。推計の際の係数は以下のとおり。

庁舎、警察署、消防署、幼稚園、体育施設、劇場・展示場等、その他の特定建築物：49.6%

病院：42.1% 学校施設：29.6% 社会福祉施設：44.6% ホテル、旅館：35.8%

賃貸住宅、寄宿舍等：76.0% 店舗等：47.8%



## (2) 優先的に耐震化すべき市有建築物（庁舎・学校・病院・公営住宅）及び 収容避難場所の耐震化の現状【推計】

市有建築物のうち、災害時に庁舎は災害対策本部や被害情報収集、病院は医療救護活動、学校・保育所等は収容避難場所として使用されるなど、多くの市有建築物が被災時の応急対策活動の拠点として活用されます。

市有建築物の耐震化を進めることは平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の利用者の安全確保や被災後の応急対策活動の拠点としての機能確保の観点からも、耐震化を速やかに進める必要があり、今後の目標としては、耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することとします。

優先的に耐震化すべき公有建築物の耐震化状況

単位：棟

種別	全数 A	S57 以降の 建築物 B	S56以前の建築物		耐震化率 (推計) E=(B+C)/A
			耐震性 あり C	耐震性 不十分 D	
1 庁舎・病院等	11	6	4	1	91%
2 学校 各小中学校	45	23	22	0	100%
3 幼稚園・保育所	4	2	1	1	75%
4 公営住宅	10	10	0	0	100%
合計	70	41	27	2	97%

※未診断建築物については「耐震性不十分」としてカウントする。

※多数の者が利用する建築物と重複あり。

避難所の状況（学校保育所棟を除く）

単位：棟

	全数	地震時避難可能場所
指定緊急避難所	1	1
指定避難所	47	29
その他避難所（自治体管理）	161	104

### (3) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

国の基本方針では、今後発生が予想される大規模地震による死者数を半減するという目標達成のために、多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%以上にすることを目標としており、富山県も耐震化率を95%以上にすることを目標に掲げています。

単位：棟

種別	所有区分	全数 A	S57 以降の 建築物 B	S56以前の 建築物		耐震化率 (推計) E=(B+C)/A	
				耐震性有り (推計) C	耐震性 不十分 D		
1 被災時に拠点となる施設 及び救護施設 庁舎、警察署、消防署、病院、診療所等	公有	11	6	5	0	100%	100%
	民間	5	5	0	0	100%	
2 住民の避難場所として使用 される施設及び要援護者施設 幼稚園、小中学校、高等学校、体育施設、社 会福祉施設等	公有	54	29	25	0	100%	98%
	民間	7	6	0	1	86%	
3 比較的滞在時間の長い施設 ホテル、旅館、賃貸住宅等	公有	10	10	0	0	100%	92%
	民間	41	33	4	4	90%	
4 多くの者が集まる集客施設 劇場、展示場、図書館、集会場、店舗等	公有	4	4	0	0	100%	100%
	民間	7	7	0	0	100%	
5 その他の特定建築物 事務所、工場、車庫等	公有	0	0	0	0	—	90%
	民間	30	24	3	3	90%	
合計		169	124	37	8	95%	

#### 民間建築物の算出方法

- 1 被災時に拠点となる施設及び救護施設については、全数が大きく増減することはないと考えられます。耐震化については、公益施設が多いため計画的に進めて行くものとし、目標設定します。昭和56年以前の建築物の滅失については9.9%(過去のトレンド：国土交通省耐震化目標資料より)とします。
- 2 住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設については、学校等の統廃合を考慮し、全数を5.5%減とし算定します。なお、減少する5.5%については昭和56年以前の建築物として算定し、滅失するものとし、耐震化については、公立施設の割合が多いことから計画的に進めるものとし、目標設定します。
- 3 比較的滞在時間の長い施設の全数については、現状のままとし、昭和56年以前の建築物の滅失については、9.9%とし算定します。
- 4 多くの者が集まる集客施設及び5.その他の特定建築物については、国土交通省の算定根拠に準じ、全数の増加を12.1%とし、昭和56年以前の建築物の滅失については9.9%として、目標設定します。

砺波市においても、耐震化率 95%以上を目標として耐震改修の促進に取り組めます。また、公共施設においては、災害時の防災拠点となる施設、収容避難場所となる施設、被災者の受け入れ先となる施設が多いことから、耐震化率の向上を特に重視します。

砺波市	H19	H29	H37(2025年) 目標
耐震化率	70%	90%	95%

富山県	H17	H26	H37(2025年) 目標
耐震化率	72%	82%	95%

## 第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

### 1 耐震化の取組み基本方針

これまで多数の者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が所有者に課せられていましたが、平成25年の耐震改修促進法の改正により、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられました。

このことから、既存建築物の耐震化を促進していくには、まず住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、市民ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要になります。

住宅・建築物の所有者等が耐震診断、耐震改修及び危険ブロック塀等の撤去等を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。

#### (1) 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要です。

特に、要緊急安全確認大規模建築物等の所有者等は、義務付けされた耐震診断の結果に基づき、必要に応じて耐震化に努めることが求められています。

#### (2) 砺波市の役割

県の耐震改修促進計画に基づき、市は住民に最も近い基礎自治体として、以下のとおり地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集及び県と連携した施策の展開等に努めます。

- ①市耐震改修促進計画の改定
- ②耐震化支援策の実施
- ③相談窓口の設置、情報提供・普及啓発等の実施
- ④建築関係団体・自治会などの地域との連携・調整

#### (3) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者を確保するための技術支援に努めるとともに、行政と連携した情報提供や啓発等を図り、耐震化の促進に努めるものとします。





## ②木造住宅耐震改修支援事業

平成 17 年度より耐震改修を希望する木造住宅の所有者等に対し、県と市が連携して補助金を交付し、耐震化を支援しています。

全体改修だけでなく、部分的な改修への支援も行っています。

また、平成 31 年度より段階的な耐震改修も対象となりました。

### ●木造住宅耐震改修支援事業の制度概要

対象工事	補助金額	補助率
以下のいずれかに該当する工事 Ⅰ 建物全体(1階+2階)をlw値 1.0以上に改修 (メニューⅣ実施後についても対象) Ⅱ 1階の主要居室(寝室・居間等)だけをlw値 1.5以上に改修 Ⅲ 1階(全体)だけをlw値 1.0以上に改修 Ⅳ 耐震診断の結果、lw値が0.7未満の建物をlw値0.7以上1.0未満とする改修	限度額 100万円 (1家屋への限度額)	耐震改修工事に要した経費の4/5
○問合せ先：砺波市都市整備課景観・建築係		

## ③危険ブロック塀等撤去支援事業

令和 5 年度より危険ブロック塀等の撤去等を希望する所有者に対し、通行人の安全を確保するため県と市が連携して補助金を交付し、支援をしています。

### ●危険ブロック塀等撤去支援事業の制度概要

対象工事	補助金額	補助率
撤去	限度額10万円	撤去及び設置工事に要した経費の2/3
設置	限度額5万円	
○問合せ先：砺波市都市整備課景観・建築係		

## ④住みよい家づくり資金融資制度（県融資制度）

耐震化リフォームの利率優遇や、三世同居向け融資利率等を実質無利子化します。

融資額	融資利率	償還期間
500万円以内	1.7%（固定金利）	15年以内
○問合せ先：富山県土木部建築住宅課 ○手続き先：（一財）富山県建築住宅センター		

#### ⑤木造住宅耐震化支援事業の推進

耐震診断実施後の耐震改修をより推進するため、県や建築関係団体と連携し、診断実施者への個別フォローアップの充実を図ります。また、耐震改修を実施するにあたり、阻害要因となっている項目やニーズに対するアンケート調査等を実施し、住宅の耐震化のために必要な施策に取り組めます。

#### ⑥住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

戸別訪問等による住宅所有者への直接的な耐震化の周知・普及活動や耐震診断支援を行った住宅に対しての改修促進、改修事業者等の技術向上を図る取組み等、住宅の耐震化を総合的に支援します。

## (2) 建築物の耐震化支援

### ① 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援

耐震診断が義務付けされた民間の大規模建築物の所有者等に対し、県と市が連携し耐震診断・耐震改修工事費に対して補助金を交付し、耐震化を支援します。

### ●住宅・建築物安全ストック形成事業

#### (要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援) 概要

対象事業	対象建物	補助率
耐震診断	要緊急安全確認大規模建築物	【5/6】
		国 1/2 (※) 県・市町村 1/3
耐震改修	災害時の活用等の協定を市町村と締結する不特定多数が利用する要緊急安全確認大規模建築物	【44.8%】
		国 1/3 (※) 県・市町村 5.75%

○問合せ先：砺波市都市整備課景観・建築係 又は富山県土木部建築住宅課

(※) 耐震対策緊急促進事業補助金を含む

### ② 多数の者が利用する建築物等の耐震化支援

多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するため、県の助言指導のもと、国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用します。

### ●国の住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震改修事業）概要

対象事業	対象建物	補助率
耐震診断	災害時に重要な機能を果たす建築物又は避難所等	【2/3】 国 1/3 地方公共団体 1/3
	地方公共団体が耐震診断を実施する建築物	国 1/3 地方公共団体 2/3
耐震改修	災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震改修、天井の脱落対策（除却を含む）、エレベーターの防災対策改修、エスカレーターの脱落対策	【23%】 国 11.5% 地方公共団体 11.5%
	地方公共団体が実施する避難所の耐震改修	国 1/3 地方公共団体 2/3

○問合せ先：砺波市都市整備課景観・建築係 又は富山県土木部建築住宅課

### (3) 国による住宅・建築物に係る税制・融資制度

#### ①耐震改修促進税制

対象	対象となる税	内容
住宅	所得税	現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事にかかる標準的な工事費要相当額の10%相当額(上限25万円)を所得税から控除
	固定資産税	固定資産税額(120㎡相当分まで)を1年間1/2に減額
建築物	所得税 法人税	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が、その報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価額の25%を特別償却
	固定資産税	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間に交付決定をうけて改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額(改修工事費の2.5%が限度)

#### ②住宅ローン減税

10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除

(現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象)

#### ③住宅金融支援機構による融資制度

対象	融資限度額	金利
個人	1,000万円(住宅部分の工事費の80%が上限)	償還期間10年以内 0.59%、11年以上20年以内 0.90% 死亡時一括償還型融資の活用が可能((一財)高齢者住宅財団による保証)
マンション管理組合	500万円/戸(共用部分の工事費の80%が上限)	償還期間10年以内0.30%((公財)マンション管理センターの保証)

※上記に示した支援、融資、税制はいずれも平成30年4月現在の制度である。

### 3 大地震に備えた住宅・建築物に関する事前対策の推進

#### (1) 地震時の総合的な安全対策

住宅・建築物の耐震化に加え、地震時における総合的な安全性の確保が重要な課題となっていることから、市は県と連携し、人的被害発生のおそれのあるものの調査や所有者等への指導、適切な施工技術及び補強方法等の助言を行い、地震による二次的被害を未然に防止するよう努めます。

#### ①家具の転倒防止対策等

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具の転倒防止対策が行われていない場合、家具の転倒による怪我及び下敷きによって命を落としたり、収容物の散乱により避難経路が遮断され逃げ遅れることが予測されるため、避難・救援活動に支障が生じたりすることが考えられます。平成8年2月に気象庁が発表した震度階級関連解説表では、震度5強でタンスなどの重い家具が倒れることがあると予測されています。

近年、震度4～5の地震が頻発していることから、誰でもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止について広報等を活用し周知を図ります。

家具を固定することも怪我を防ぐとともに命を守る大事な取り組みです。

#### ▼家具転倒防止対策

タンス・棚類	L型金物、つっぱり棒で固定する。
テレビ・パソコン	できるだけ低い位置に置き、滑り止めやバンド等で固定をし、上には何も置かないようにする。
窓・ガラス面	窓ガラスだけでなく、戸棚、額縁等のガラス面にも飛散防止フィルムを貼っておく。
照明器具	できるだけ天井面に直接取付けるものを選ぶ。吊り下げ型はゆれ・落下防止のためにチェーンや金具で数箇所留めておく。
冷蔵庫	専用のバンドや針金で、壁面に固定する。



27 (写真：震災後の部屋の状況)

## ②ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀の倒壊は、人的被害や避難や救援活動に支障をきたすことが予想されます。砺波市では建築基準法の遵守についての助言及び周知を図ります。

## ③エレベーターの閉じ込め防止対策

平成17年7月の千葉県北西部地震（最大震度5強）では、首都圏でエレベーターが緊急停止し、人が閉じ込められる事故が多数発生したことから、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法等の周知を図るとともに、地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策が定期的に行われるよう助言及び周知を図ります。

## ④窓ガラス、外壁、屋外看板等の落下防止対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、看板など、建築物の外装材の損壊・落下による被害も懸念されます。

このため、地震発生時に建築物からの落下物による通行人への危害を防ぎ、安全性を確保するために、建築物の所有者等に対して適正な維持管理の啓発及び指導を図ります。

特に、建築物の敷地に余裕がない繁華街や通学路などの建築物について落下防止対策の実施状況を把握するとともに、未対策建築物について、その所有者等に安全性を確保するよう改善指導を行います。

## ⑤天井等の落下防止対策

平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことを踏まえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、既存建築物について定期報告制度等を活用した情報把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう指導します。

## ⑥感震ブレーカー等の設置による震災時の火災対策

過去の大震災における火災の原因の多くが電気に関するものとされており、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーはその有効な対策とされているため、設置の重要性を周知し対策を促進します。

## (2) 被災建築物応急危険度判定等の体制の整備

「富山県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、地震により被災した建築物の応急危険度判定を円滑に実施するため、判定士等の育成、判定に関する計画の作成及び判定資機材の備蓄等、あらかじめ震災前に市が準備すべき基本事項について検討し、体制の整備に取り組めます。

### 震前に整備すべき事項

「富山県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」震前マニュアルより

- ◆ 地震による被災建築物等の予測
- ◆ 被害状況の情報収集方法の確立
- ◆ 判定士の養成・登録・名簿作成
- ◆ 判定コーディネーターの養成・登録・名簿作成
- ◆ 震前支援計画及び震前判定計画等の作成
- ◆ 判定訓練等の実施
- ◆ 判定士等の災害補償
- ◆ 判定士等への情報連絡システムの確立
- ◆ 判定資機材の備蓄
- ◆ 調査区域の作成
- ◆ 判定制度の周知
- ◆ 県及び建築関係団体の協議
- ◆ その他の整備体制

## (3) 倒壊等により周囲に危害を及ぼすおそれのある空き家への対策

少子高齢化の進行に伴い、今後、大規模な地震が発生した際に、倒壊等により、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがある空き家の増加が懸念されます。その除却等を適切に進めるため、県と連携し「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「砺波市空き家等対策計画」を推進し、特定空き家等(※)への措置等に取り組めます。

また、空き家が放置されないよう、県や不動産等の関係団体と定期的な情報交換や関係団体を実施する県民向けセミナー等の普及啓発への支援を行うなど、より一層の連携・協力を図り、官民が一体となった総合的な空き家対策に取り組めます。

(※)特定空き家等：「空き家等対策の推進に関する特別措置法」による、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にあると認められる空き家等

## (4) がけ地近接等危険住宅移転事業の実施

地震時におけるがけ地付近に位置する住宅は、住宅そのものの倒壊等だけではなく、がけ地の崩壊などによる被害が想定されるため、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に所在する住宅の移転を推進することにより、地震に伴う崖崩れ等による住宅の災害防止に努めます。

## 4 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等

### (1) 耐震診断が義務付けられた大規模な建築物(※1)について

これらの建築物については、義務付けされた耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた場合は、早急に耐震改修や建替えができるよう、関係機関等と連携して必要な環境整備を進めます。

### (2) 防災拠点施設(※2)について

防災拠点施設（大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物）として指定された場合、耐震診断が義務付けられる一方、耐震改修工事を実施する際の国からの補助率が上がる（1/3から2/5へ）メリットがあります。

今後、県の動向を注視しながら、必要に応じて防災拠点施設の指定に向けた協議を行うよう努めます。

### (3) 避難路沿道建築物(※2)について

地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両が通行できる緊急輸送道路を確保することは重要であり、その道路が有効に機能するためには、倒壊により道路を閉塞するおそれのある沿道の建築物の耐震化を図ることが重要になります。

県が定めた「地震時に通行を確保すべき道路」や砺波市地域防災計画に定められた「砺波市緊急通行確保路線」との整合を図り、地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）を指定します。

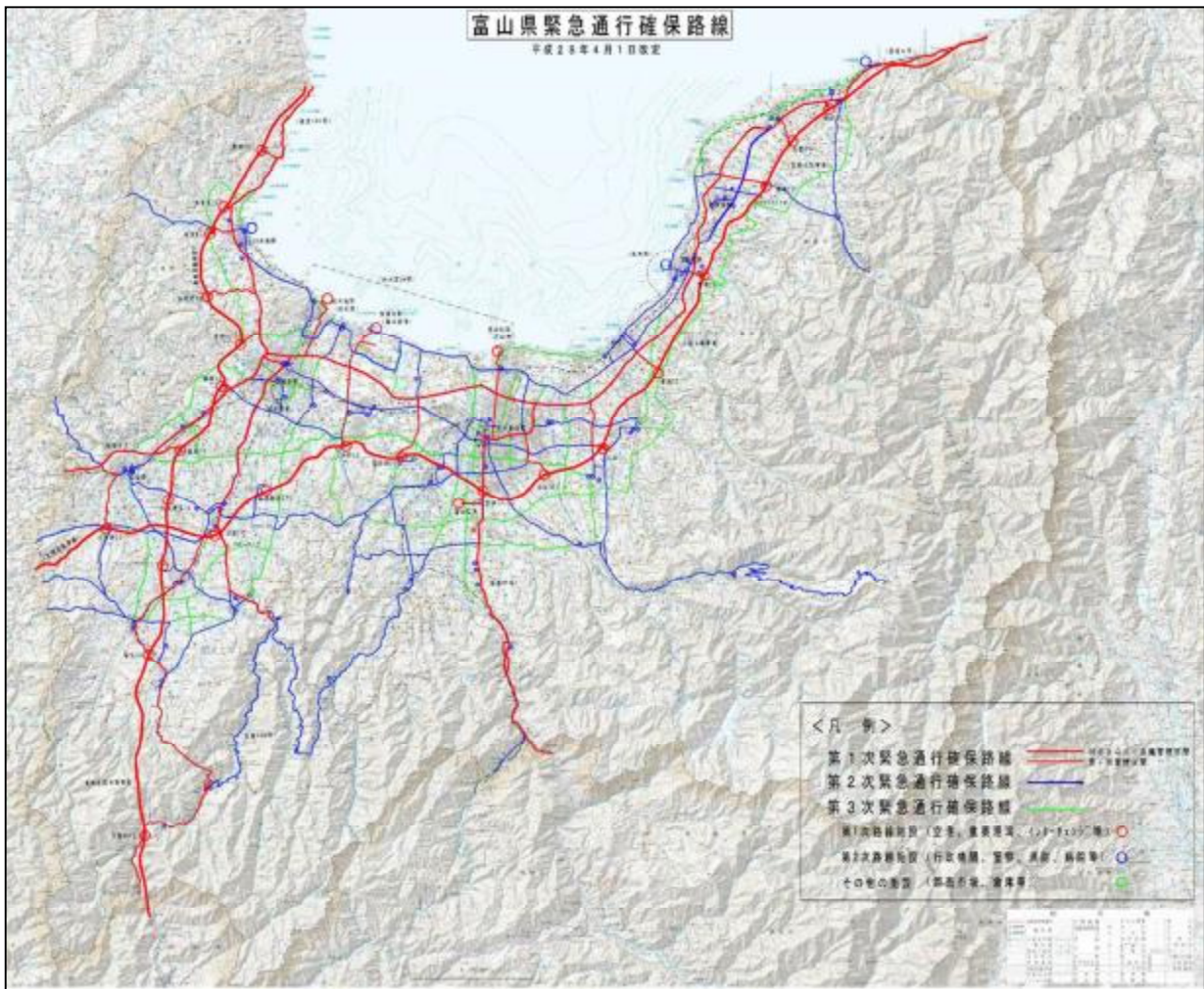
また、避難場所等に通じる避難路の指定については、今後策定予定の防災ハザードマップにて検証するものとします。

(※1)「要緊急安全確認大規模建築物」：耐震改修促進法附則第3条により耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられた不特定多数が利用する大規模な建築物

(※2)「要安全確認計画記載建築物」：県又は市町村が耐震改修促進計画で指定した場合、耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられる建築物



緊急通行確保路線 県内全域（概略図）



（平成 28 年 4 月現在）

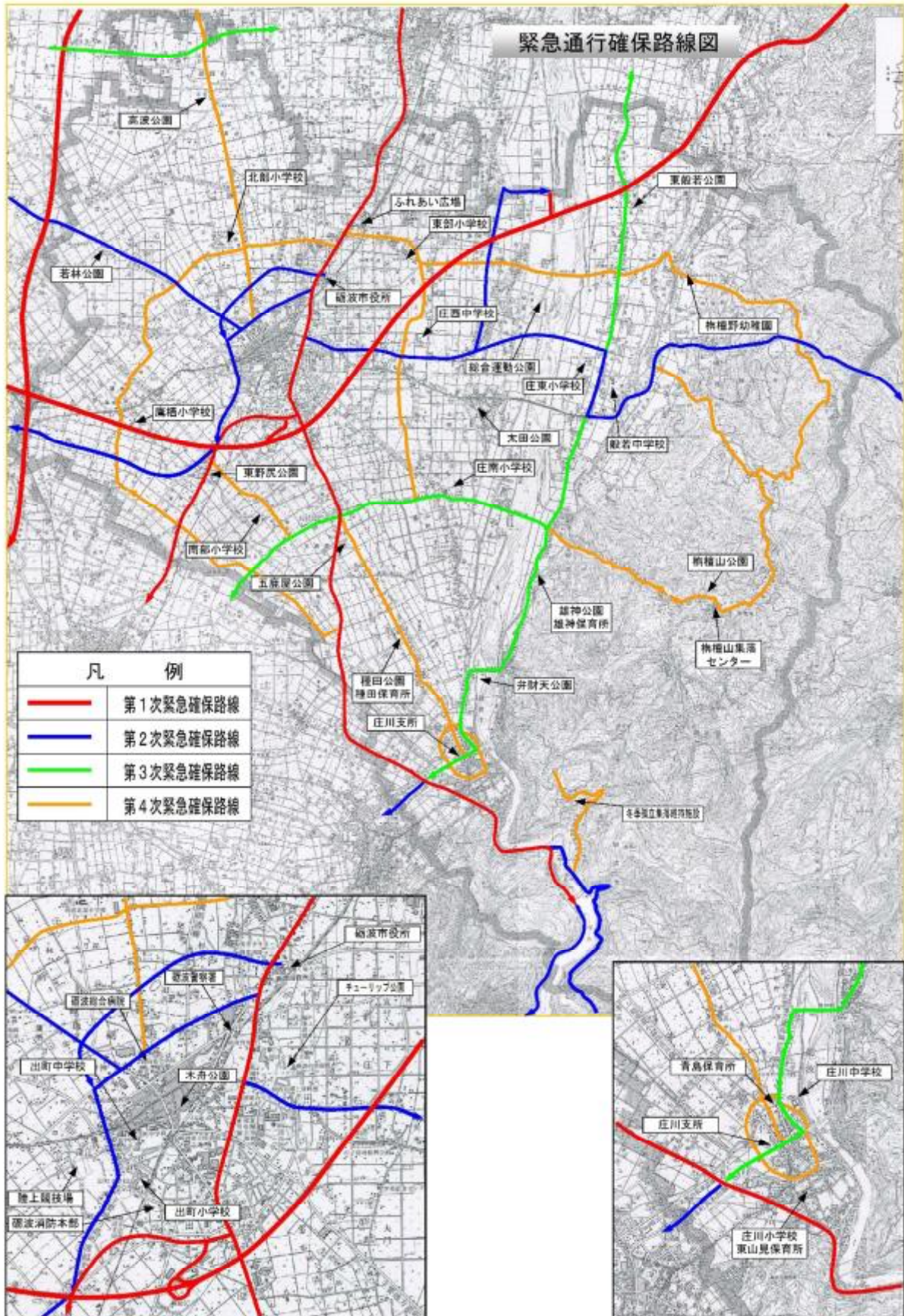
緊急通行確保路線	路線数	道路延長 (km)
第1次緊急通行確保路線 (Ⅰ)	47	484.9
第2次緊急通行確保路線 (Ⅱ)	87	545.3
第3次緊急通行確保路線 (Ⅲ)	60	343.5
合計	194	1,373.7

(Ⅰ) 県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路

(Ⅱ) 第1次緊急通行確保路線とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路

(Ⅲ) 上位路線を相互に補完する幹線道路

緊急通行確保路線 市内拡大（概略図）



#### (4) 各種認定制度等による耐震化の促進

「耐震改修計画の認定」や、新たに創設された「建築物の地震に対する安全性の認定」及び「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」については、以下のとおりの特例措置やメリットがあることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し制度活用の普及促進を図ります。



国指定認定マーク

#### ●認定制度の特例措置等の概要

認定	特例措置メリット等
耐震改修計画の認定 (法第 17 条)	耐震性を向上させるために増築を行うことで、容積率・建ぺい率制限に適合しないこととなる場合に、所管行政庁(※)がやむを得ないと認め、耐震改修計画を認定したときは、当該制限は適用されません。
建築物の地震に対する安全性の認定 (法第 22 条)	建築物の所有者が所管行政庁(※)に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、上記のようなマークを建築物等に表示することができます。
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 (法第 25 条)	「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有権建築物(マンション等)は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件を区分所有者及び議決権の各 1/2 超に緩和(区分所有法の特例で、特例がない場合は 3/4 以上)

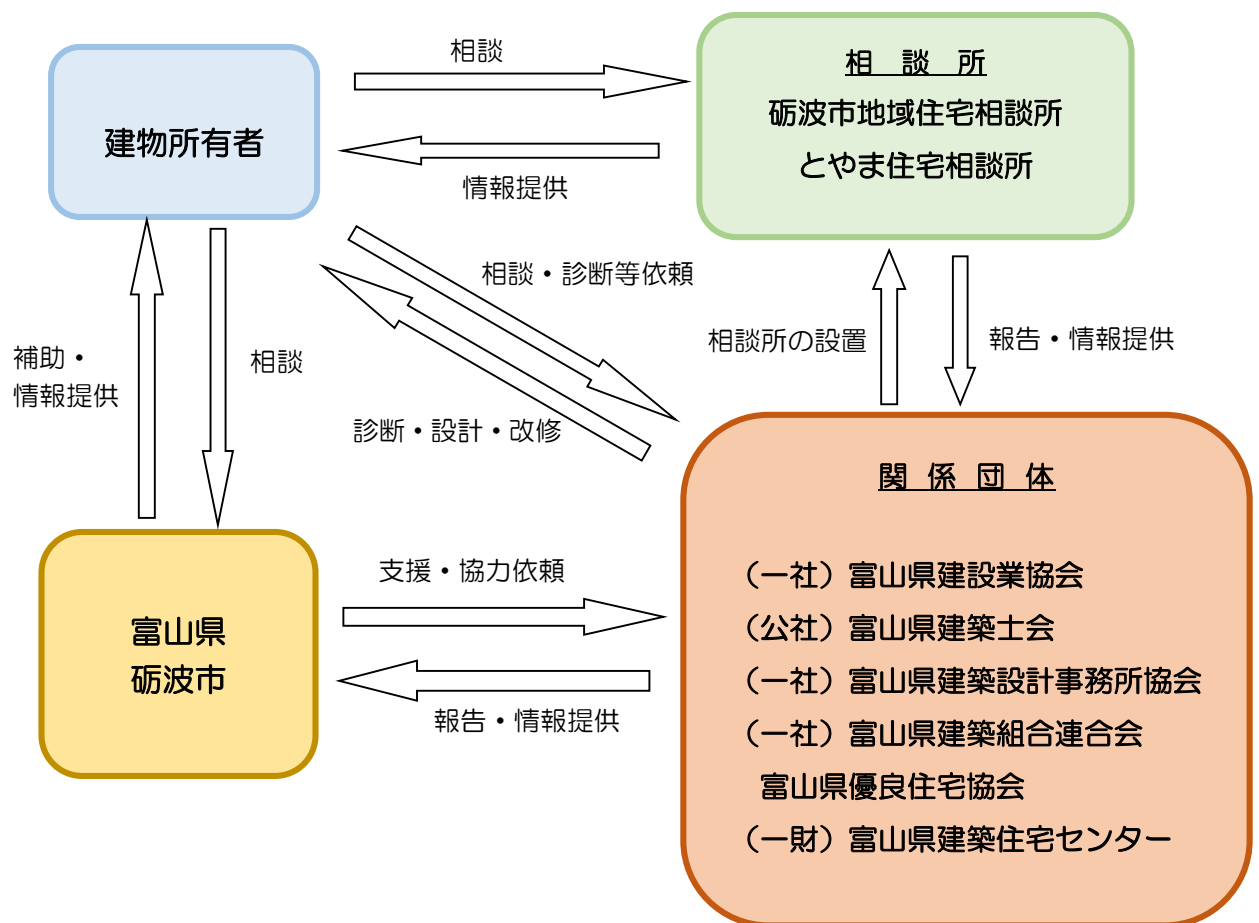
(※) 所管行政庁とは、耐震改修促進法第 2 条第 3 項の「所管行政庁」をいう。(県、富山市、高岡市)

## 第4章 啓発及び知識の普及に関する事項

### 1 相談体制の充実

建築物の耐震化に対する相談窓口は砺波市建設水道部都市整備課に設置し、木造住宅の耐震診断や補強方法の概要など耐震化促進へ向けての普及・啓発に努めます。また、「砺波市地域住宅相談所」や「とやま住宅相談所」と連携を図りながら情報提供していきます。

関係機関と連携した相談体制イメージ図





### (3) リフォームに併せた耐震改修の誘導策

住宅のバリアフリー化や内装改修などのリフォームや増改築工事と一緒に耐震改修を行うことはとても合理的です。砺波市地域住宅相談所や建築関係団体に対し、リフォームに関する相談時等を活用しリフォームに併せた耐震改修を推進するよう依頼していくとともに助成制度の周知に努めます。



出典：(財)日本建築防災協会

### (4) 自治会等との連携策・取組み支援策

地震による災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、市及び防災関係機関の防災対策のみでなく、市民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守り、自分たちの地域は自分たちで守る。」と認識し行動することが必要であると考えます。

現在砺波市では、地域における防災活動の中心となる地域住民による自主防災組織が21地区全ての地区において結成され、市は防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備を支援し、地域における防災行動力の向上に努めています。

加えて、地震災害時において倒壊等のおそれがある危険な建築物の把握や災害時の避難場所までの避難路沿いの危険箇所の点検、災害時要援護者の情報把握、支援などの協力をお願いするとともに、地震災害を未然に防止する活動を連携して行うよう努めます。

また、現在耐震性がないとされる各地区の主要な地区集会施設等に対しては、耐震診断や耐震改修の補助制度の創設を検討し、地域住民と協議しながら耐震化の向上に努めます。

### (5) 富山県との連携

市は所管行政庁である富山県と連絡を密にし、住宅・建築物の耐震化の目標に向けて取組むよう努めます。そのために、耐震化へ向けた国や県及び市の施策等を市民へ周知し、適切な助言を行います。

また、富山県及び市町村の建築行政担当者（耐震担当者）で構成する「富山県耐震改修支援事業担当者連絡会議」などに情報提供を行い、耐震化の促進に努めます。